

軽自動車税（令和8年度）



1 原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車などの年税額

登録されている全ての車両に適用されます。

車種区分		年税額
原動機付自転車	特定小型原付	2,000円
	50cc 以下または 0.6kw 以下	2,000円
	125cc 以下かつ 4kw 以下	2,000円
	50cc 超 90cc 以下または 0.6kw 超 0.8kw 以下	2,000円
	90cc 超 125cc 以下または 0.8kw 超 1kw 以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽二輪(125cc 超 250cc 以下)		6,000円
小型二輪(250cc 超)		3,600円
ボートトレーラーなど		3,600円
小型特殊	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円

2 三輪・四輪以上の軽自動車の年税額

次に当てはまる車両に適用されます



- (A) 初度検査年月が平成27年3月31日までの車
- (B) 初度検査年月が平成27年4月1日以降の車
- (C) 令和5年4月1日から令和8年3月31日までに初度検査を受けた軽四輪車などの中で、要件を満たしたものの(軽課税率を適用。ただし初度検査年月の翌年度分に限る)
- (D) 4月1日現在で初度検査年月から13年を経過した軽四輪車など(重課税率を適用)

車種区分 (軽自動車)			年税額					
			(A) 初度検査年月が H27.3.31 までの 車	(B) 初度検査年月が H27.4.1 以降の車	(C) 軽課税率			(D) 重課税率
			燃費基準 ① 75%軽減	燃費基準 ② 50%軽減	燃費基準 ③ 25%軽減	初度検査年月 から13年を 経過した車		
三輪			3,100円	3,900円	1,000円	対象外	対象外	4,600円
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	2,700円	対象外	対象外	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	1,300円	対象外	対象外	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	1,000円	対象外	対象外	4,500円

※初度検査年月は、自動車検査証(以下、車検証)に記載されています。

※燃費基準は、車検証の備考欄に記載されています。

- ①電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス軽自動車(平成21年排ガス規制N0×10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合)
 - ②乗用(営業用)のみ:ガソリン車(ハイブリッド車を含む)について、令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90%達成車
 - ③乗用(営業用)のみ:ガソリン車(ハイブリッド車を含む)について、令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準70%達成車
- ※重課は、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車及び被けん引車を除く